

○東海大学付属図書館資料収集規程

(制定 2018年4月1日)

(目的)

第1条 この規程は、東海大学付属図書館において、教育及び研究活動に必要な資料の効果的な収集を行うために、以下の事項を定める。

(原則)

第2条 資料の収集に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 本学の理念、目的、学部及び学科構成等を考慮し、且つ学内外の諸機関との連携も勘案した上で資料の収集を行い、特色ある蔵書構成の形成を図る。
- (2) 本学の学生及び教職員の意向を十分に反映させる。
- (3) 資料は、形態や利用者の要求及び社会的な変化を踏まえ、最も効率よく情報を提供できるものを選定する。

(資料の範囲)

第3条 収集の対象となる資料の形態は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 新聞
- (4) 非印刷資料

2 資料の内容は、「東海大学付属図書館規程」第2条に定める各図書館（以下「各図書館」という。）において別に定める。

(選定方法及び収書受入基準)

第4条 収集する資料は、次に掲げる方法により各図書館が決定する。

- (1) 選書ツールを活用し、学部及び学科構成等を考慮した上で選定する。
- (2) 本学の学生及び教職員からの購入希望は、内容を吟味し、蔵書構成を考慮した上で選定する。
- (3) 学内刊行物は、重点的に選定する。

2 寄贈された資料は、本学の教育・研究活動に資するものを受入れし、各図書館の収書受入基準に準拠する。

3 資料の収集に関する収書受入基準は、各図書館において別に定める。

(その他)

第5条 各図書館の図書館長は、資料収集の最終選択権と責任を有する。

付 則 (2018年4月1日)

この規程は、2018年4月1日から施行する。